

2016年度

明治大学外国留学奨励助成金
明治大学連合父母会海外留学助成金

募集要項

2016年12月2日(更新)

国際教育センター

1. 概要

協定留学または認定留学の制度を利用して留学する学生に対し、選考の上、「**明治大学外国留学奨励助成金**」及び明治大学連合父母会による「**明治大学連合父母会海外留学助成金（学部生のみ対象）**」を支給します。これらの助成金は返還の必要のない給付型の助成金です。上記助成金の申請を希望する学生は、募集要項記載事項を十分に確認し、必要書類を全て揃えた上で期限までに申請してください。

2016年度から留学先の授業料が発生する場合の「**明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）**」及び留学に必要な経費を助成する「**明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）**」で申請資格を変更します。また、**2016年度から「明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）」を優先して支給することになりました。**応募の際は本要項を熟読の上、ご応募ください。

なお、本制度では申請者全員に助成金が支給されるとは限りませんのであらかじめご了承ください。

2. 申請資格

明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）

下記の①～③**すべて**の条件を満たす者

- ① **2016年4月1日～2017年3月31日**までの間に留学先機関において正規学生として登録を完了し、留学を開始した、または開始する者（渡航日ではなく、**授業開始日**が対象）。
- ② 学部教授会、大学院研究科委員会、専門職大学院研究科教授会において「**協定留学**」（大学間協定留学または学部間・研究科間協定）または「**認定留学**」を承認された者。
- ③ **指定された期日までに授業料の請求書ならびに納入が確認できる領収書または振込明細書を提出できる者。**

※「**明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）**」は授業料免除制度ではありません。

※ **国際日本学部のアカデミック留学・インターンシッププログラムへの参加者は、明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）に応募することはできません（明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）にのみ応募可）。**

明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）

下記の①～③**すべて**の条件を満たす者

- ① **2016年4月1日～2017年3月31日**までの間に留学先機関において正規学生として登録を完了し、留学を開始した、または開始する者（渡航日ではなく、**授業開始日**が対象）。
- ② 明治大学における学業成績（通算 GPA）が**学部生 GPA2.00 以上、大学院生 GPA3.00 以上**ある者（会計専門職大学院生のみ GPA1.70 以上）。
- ③ 学部教授会、大学院研究科委員会、専門職大学院研究科教授会において「**協定留学**」（大学間協定留学または学部間・研究科間協定）または「**認定留学**」を承認された者。

明治大学連合父母会海外留学助成金

明治大学連合父母会海外留学助成金については、上記**明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）**及び**明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）**の申請資格を満たす**学部生**を対象とします（別途申請不要）。

3. 採用基準

明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成及び海外留学経費助成）

今年度から、明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）を優先して支給します。また、明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）は、予算の範囲内で、成績優秀者から順番に支給します。

予算を超えて明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）に応募があった場合は、明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）の申請資格を満たしている成績優秀者から順番に支給します（この場合、海外留学経費助成に応募された方への支給はありません）。

明治大学連合父母会海外留学助成金

明治大学連合父母会海外留学助成金は、条件を満たす申請者（学部生のみ）全員が対象となりますが、助成金額は父母会予算の範囲内で変動します。助成金額は採用通知にて報告します。

4. 助成金額

明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）

留学先機関の**授業料**（施設利用料，登録料，手数料等は含まない）を日本円に換算し，留学期間中に明治大学に納入する授業料と比較して以下の通り助成します。

留学先授業料が本学授業料よりも 高い 場合	本学授業料相当額
留学先授業料が本学授業料よりも 低い 場合	留学先授業料を日本円に換算した額

【注意】

- ※ 日本円の換算レートは，日本国政府財務省告示「出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」に記載の最新レートを採用し，換算後の助成額の百円未満は切り捨てることとします。
- ※ 1学期未満の留学は，本学1学期分の授業料と比較します。
- ※ **明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）は留学先授業料の納入が確認されてから支給します。**
- ※ **日本学生支援機構海外留学支援制度等の給付型奨学金を受給する学生は，本制度による助成金額と給付型奨学金の差額のみを助成します。**

明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）

採用された学生は，海外留学経費を以下の通り助成します。

1 学年間の場合	20 万円
1 学期間（セメスター）の場合	10 万円
1 学期未満（クォーター（10 週間以上），セメスター未満）	7 万円

明治大学連合父母会海外留学助成金

助成金額は父母会予算の範囲内で変動するため，助成金額は採用通知にて報告します。

5. 受給者の義務

受給者は，以下（1）～（3）の義務が発生します。**義務が果たせない場合は，助成金の返還を求めます。**

- （1） 国際教育センター主催の海外留学説明会およびオリエンテーション等での発表や，明治大学が発行する出版物等への留学体験記の寄稿等の依頼へ協力すること。
- （2） 留学情報を適切に報告すること（特に，申請後やむを得ない理由により留学期間を短縮した場合は，留学期間に応じた助成金額に調整する必要があるため，必ず早めに申し出ること）。
- （3） 帰国後1カ月以内に留学報告書ならびに留学先機関発行の成績証明書のコピーを提出すること。

提出書類	注意事項	提出方法・提出先
① 留学報告書	所定様式（大学間または学部間協定留学者で，協定留学者の義務として国際教育事務室または所属学部事務室に留学報告書を提出した場合も，本助成金用の報告書を別途作成し，提出すること）。	提出方法：E-mailにてデータ送付 提出先：国際教育事務室 global_p@meiji.ac.jp
② 留学先機関発行の成績証明書のコピー	帰国後一カ月以内に入手できない場合は，（1）留学報告書提出時にその旨報告し，いつまでに入手予定か報告の上，入手次第コピーを提出すること。	提出方法：紙（原本のコピー）またはE-mailにてデータ（PDF）送付 提出先：各キャンパス国際教育事務室（中野は国際担当） global_p@meiji.ac.jp

6. 申請期間

下記の申請期間内に申請してください。期間外の応募は一切受け付けません。

申請期間 **2016年7月12日(火)～2017年1月10日(火)**まで

対象留学期間：**2016年4月1日から2017年3月31日までの間に**、留学先機関において正規学生として登録を完了し、留学を開始（渡航日ではなく、**授業開始日が対象**）する者。

7. 応募書類提出場所

所属学部／研究科の事務室開室時間内

※国際教育事務室ではありませんのでご注意ください。また、締切後や開室時間外での書類受付は一切行いません。

※申請期間開始日にすでに留学を開始している方に限り、**申請期間内締切日必着**で、海外から、または日本国内の保護者からの郵送による申請書類提出を認めます。郵送する際には、必ず書留等（海外からの場合は、EMS/DHL/FEDEX等）配達記録の残る方法で**所属学部／研究科事務室宛**てに郵送してください。

8. 提出書類

書類はすべて**A4サイズ**、**片面印刷**で揃えてください（A4よりも小さい場合は、A4用紙に貼付する等工夫してください）。**表紙およびホチキス止めは不要**です。**書類に不備・不足があった場合は選考対象外とします**。提出前に申請者の責任においてよく確認してください。

明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）

〔兼 明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）・明治大学連合父母会奨学金助成金（学部生のみ）申請書〕

「明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）申請書 提出書類チェックリスト」を表紙にし、下記書類の順に揃えて提出してください。なお、「明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）」申請書は明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）および明治大学連合父母会助成金（学部生のみが対象）申請書を兼ねていますが、それぞれの申請資格を満たしていることが前提となります。

【提出書類】

- ① 明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）申請書
- ② 学習・研究計画書
- ③ 成績通知表（※**2015年度秋学期までの成績通知表：2016年7月中にダウンロードしてください**）
- ④ 留学先機関発行の入学許可書コピー
- ⑤ 留学先機関の授業料が明記された請求書等のコピー
- ⑥ 留学先機関の授業料を納入したことを証明する書類（領収書または振込明細書のコピー）
- ⑦ 留学先機関の授業料および授業料支払いスケジュールが分かる書類
- ⑧ 銀行口座振込依頼書
- ⑨ 指定した銀行口座の表紙および見開きページのコピー

※ 提出書類の詳細・注意点については、「提出書類チェックリスト」を参照してください。

明治大学外国留学助成金（海外留学授業料助成）の注意点

※ **国際日本学部のアカデミック留学・インターンシッププログラムへの参加者は、明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）に応募することはできません（明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）にのみ応募可能です）。**

※ 留学先機関の授業料納入請求書・領収書の一方または両方を申請期間内に提出できない場合

- 助成金申請時点で授業料のすべてまたは一部が未納の場合は、「1. 明治大学外国留学奨励助成金留学授業料助成申請書」の該当欄に請求書・領収書提出予定日を明記し、後日請求書・領収書のPDFを指定の宛先にメールで提出すること。申告日までに書類の提出がない場合は、明治大学外国留学奨励助成金（海外留学授業料助成）の選考対象外となります。

領収書提出先：国際教育事務室 明治大学外国留学奨励助成金担当 global_p@meiji.ac.jp

- 明治大学からの支給スケジュールの都合上、留学先機関の締切日に関わらず、**必ず2017年2月8日までに授業料納付を完了し、証拠書類を国際教育事務室に送付してください（PDF スキャンデータ）**。締切日までに留学先授業料の納付が確認できない（書類の提出がない）場合は、留学授業料の助成はできませんのでご了承ください。

※ ダブルディグリーやデュアルディグリー等年度を超えて留学する場合

- 上記の場合は**年度毎に申請をしてください**（明治大学 2017 年度春学期、秋学期の学費に係る海外留学授業料・経費は 2017 年度明治大学外国留学奨励助成金に応募する必要があります）。

明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）

〔兼 明治大学連合父母会奨学金助成金（学部生のみ）〕

「明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）申請書 提出書類チェックリスト」を表紙にし、下記書類の順に揃えて提出してください。なお、「明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）」申請書は明治大学連合父母会助成金（学部生のみが対象）申請書を兼ねていますが、それぞれの申請資格を満たしていることが前提となります。

【提出書類】

- ① 明治大学外国留学奨励助成金（海外留学経費助成）申請書
 - ② 学習・研究計画書
 - ③ 成績通知表（※2015年度秋学期までの成績通知表：2016年7月中にダウンロードしてください）
 - ④ 留学先機関発行の入学許可書コピー
 - ⑤ 銀行口座振込依頼書
 - ⑥ 指定した銀行口座の表紙および見開きページのコピー
- ※ 提出書類の詳細・注意点については、「提出書類チェックリスト」を参照してください。

9. 申請後の流れ

- 審査結果は、国際教育事務室から保証人住所宛てに郵送で通知します（保証人が海外在住の場合は、申請者本人にメールで通知します）。審査に関する途中経過、審査内容等に関する問い合わせには一切お答えできませんのでご了承ください。
- 申請後のスケジュールは以下を予定しています（諸事情により日程が変更になる可能性がありますのであらかじめご了承ください）。

審査期間	2017年1月～2月頃
結果通知	2017年3月頃
支給時期	2017年3月～4月頃

10. 本件照会先

明治大学国際教育事務室

窓口開室時間：平日 9:00-11:30, 12:30-17:00, 土曜日 8:30-12:00（駿河台のみ）

※ 日曜・祝日（休日授業実施日は除く）は閉室。夏季・冬季休業期間は開室時間が異なりますのでご注意ください。

メールアドレス：global_p@meiji.ac.jp 電話番号：和泉 03-5300-1542／駿河台 03-3296-4868

※ メール・電話で問い合わせの際は、必ず明治大学外国留学奨励助成金の件であること、所属学部・学年・氏名を申し出るようにしてください。

以上